令和2年度 第5回 横浜市環境影響評価審査会 会議録

日 時 令和2年7月31日(金)13時30分~16時13分

開催場所 横浜市役所18階 なみき14・15会議室

山麻香品 奥委員(会長)、菊本委員(副会長)、岡部委員、押田委員、木下委員、

出席委員
五嶋委員、田中稲子委員、田中伸治委員、藤井委員、堀江委員、宮澤委員、

欠席委員 片谷委員、中村委員、横田委員

開催形態 公開(傍聴者 9人)

議 題 1 (仮称) 旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業 環境影響評価方法書

2 (仮称)都市高速鉄道上瀬谷ライン整備事業 環境影響評価方法書

決定事項 令和2年度第4回横浜市環境影響評価審査会会議録を確定する。

議事

1 令和2年度第4回横浜市環境影響評価審査会会議録確定 特に意見なし

2 議題

(1) (仮称) 旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業 環境影響評価方法書について 方法書手続きについて事務局が説明した。

イ 質疑

【奥会長】 説明会の開催が8月1日から5日にかけて予定されているようですけれども、事業者の方にお伺いした方が良いのかもしれないですけれども、予定通り開催されることになるのでしょうか。他のところでは説明会自体延期、中止になっているところがかなり出ているのですけれども、そのあたりはお分かりになりますか。

【事務局】 説明会自体、予定通り進めることになっております。併せてYouTubeでの説明も並行して行うことになっております。

【奥 会 長】 そうですか。そういう案内もされているということですね。YouTubeも 並行してということも。

【事務局】はい。

【奥会長】 はい、わかりました。

ウ 方法書について事業者が説明した。

工 質疑

【奥 会 長】 最初に田中伸治委員が早く退出しなければいけないと伺っております ので、何か田中伸治委員からございましたら先にお願い致します。

【田中伸委員】 はい、ありがとうございます。

では2点ほどお伺いしたいと思います。1点目は、スライドの9ページのところで道路計画をお示しいただいたのですが、関係車両の走行も考慮に入れるというご説明で、それは大変良いことかと思います。

そして、この道路計画の中で①の道路が南北を繋いで従来の道路と繋がるように計画していただいておりまして、このあとスライドの70を出していただけますか。調査地点が予定されているのですが、今の①の道路は新しくできる道路になりますので、従来の環状4号線しかなかった南北の道路と並行する道路ができますので、そちらに移ってくる交通というのがある程度発生してくるのかなと思います。

そうしますと、今のこの調査地点にですね、右下側といいますか、南東側辺りに今まで通ってなかった交通が入ってくることが予想されるので、この辺りにも調査地点があった方がいいのではないかなというふうに思うのですけれども、交通の調査に関して、この点いかがでしょうか。

【奥会長】

いかがでしょうか。事業者の方、お答えお願いします。

【事業者】

はい。道路交通の関係についてご回答します。

ここについては、ご指摘のとおり、南側区間も含めて整備が進んでいないところでございます。なので、今の段階では車がほとんど通っていないということでして、現段階の地域社会として道路交通量調査とか交差点がないことから行えないのですが、騒音振動関係でいきますと、現状64のスライドを見ていただきますと、そこの四角地点で騒音振動ということで断面交通量調査を行います。

道路交通の断面交通量調査はここでやるのですけれども、地域社会の 方では車が今ほとんど通っていないことからやらないのですが、騒音振動と併せて調査を行っていきたいというふうに考えているところでございます。

【田中伸委員】

はい、わかりました。事前と事後できちんと押さえておくことは必要かと思いますので、現在、ほとんど車がない、いないとしても事前の状況を調べておくことはあった方が良いかと思います。

もう1点続けて質問しますが、71ページに予測の方法を記していただいています。この供用時の部分ですけれども、予測時期が関係車両の走行が定常状態になる時期ということではあるのですが、前にご説明いただいた時に園芸博覧会、大きなイベントが予定されているということなので、その時期の方が車両の台数とか来客の方々とか多くなると思うのです。そういった時期を予測の対象時期として設けなくてよいでしょうかというのが質問です。

【奥会長】

いかがでしょうか。

【事業者】

園芸博覧会もまだ具体的な計画は決まっていないということと、どういう形でやっていくのか決まってない状況なので判断ができないのです。この部分がですね、どこまでできているかもあるのですね。園芸博覧会、今度はどこまでできるかということもあります。具体的にはですね、園芸博の方も環境影響評価対象になればそこでやっていく形になるので、そういう状況が出た段階でですね、またどう盛り込んでいくのかということで決めていきたいと思っているところでございます。

【田中伸委員】

わかりました。では、また状況の進捗に応じてご判断いただければというふうに思います。はい。私は以上です。

【奥会長】

ありがとうございました。それでは今、いずれも重要なご指摘ですので、参考にして対応をしていただければと思います。

関係車両についても、できるだけ定常状態というよりは、やはりマックスの状態を想定して予測していただくというのが本来、アセスとしては望ましい方向だと思いますので、今後の進捗を踏まえて、できるだけその方向でご検討いただければと思います。

【奥会長】

他はいかがですか、田中稲子委員、続いてお願いします。

【田中稲委員】

今の田中伸治先生のご意見の関連ですけれども、温室効果ガスの評価

方法のところ、予測方法のところで、供用時の車両の影響というのがあったと思うのですが、供用時の車両の影響というのは、環状4号の交通量の変化とか、そういったことも入るということなのでしょうか。

領域としては、どこの領域の排出量を評価するのかということをご説明いただきたいのと、上瀬谷ラインができることによって自家用車の利用を減らすということがあると思うのですが、この評価は、その影響は一切含まないという理解でよろしいでしょうか。

【事業者】 お答えさせていただきます。将来交通量につきましては上瀬谷ラインができた後に完成していることが前提になっています。それを踏まえて、ここで発生集中する車の量を想定しまして、どれだけ車が増えるのかということを予測した状態で、供用後のですね、予測をしていきたいということを考えています。上瀬谷ラインは、ありきでございます。

【田中稲委員】 わかりました。ありがとうございます。

【事業者】 あとすいません。もう1個、環状4号線の件ですが、そういうことも 含めて将来を含めた形で予測させていただきます。増えた形で予測しま す。

【田中稲委員】 対象区域としては、土地区画整理事業内の道路上で発生する温室効果 ガスという理解でよろしいということでしょうか。

【事業者】 そういう予定でございます。

【田中稲委員】 わかりました。ありがとうございます。

【奥 会 長】 よろしいですか。では他の委員の方いかがでしょうか。藤井委員、お願いします。

【藤井委員】 はい。動物の調査のことでちょっとお伺いしたいのですけれども、スライドの35あたりですね。いくつかあるのですけれども、まず鳥類のところで、夜間調査2繁殖期、猛禽類調査2繁殖期とあるのですけれども、方法書の中で7-52ページを見させていただくと2繁殖期の1つが冬季から早春季で1月から3月、夜間調査も2繁殖期で1つは冬季で1月から2月と書いてあります。これは何を想定してこの冬季に繁殖期の調査をするのか、もしわかっていれば教えていただきたいです。

【事業者】 そうですね。フクロウの繁殖を想定してございます。

【藤井委員】 フクロウの繁殖であれば、1、2月というよりは2月後半から3月、4月、5月という間が繁殖期に入ると思うのですけれども、1月というのはちょっと早いのかなと思うのですけど、どうでしょうか。

【事業者】 ごめんなさい。猛禽類の2繁殖期というのは2ケ年に跨る繁殖期ということでございまして、当然、繁殖が始まるのが2月ぐらいから、1月ないし2月ぐらいからで、8月ぐらいまでということで想定してございます。

【藤井委員】 猛禽類で言うと、多分、この冬季早いうちから始まるのはオオタカぐらいだと思うんのですけれども。

【事業者】 はい。

【藤井委員】 頻度はどれくらい、この季節の中で頻度はどれくらいの調査を考えていらっしゃるのでしょうか。もし、例えば1月から3月ということで、この中で1回しか調査をやらない、さらには、それが1月となると正確なデータもとれないと思うので、その辺がわかっていれば教えていただけますでしょうか。

【事業者】 毎月、3日間の調査をやってございます。毎月やってございます。

【藤井委員】 はい。わかりました。続けて聞いてよろしいですか。

【奥 会 長】 どうぞ。

【藤井委員】 昆虫類の調査のところで、鳴声調査ということで、方法書を見ると、 1季で夏季と書いてあるのですけれども、私のイメージで鳴声調査と言 うと晩夏から秋にかけてが鳴く虫の調査時期なのかなと思うのですけ ど、この夏季というのはいつを想定されてますでしょうか。

【奥会長】 どうでしょう。

【事業者】 8月の下旬を想定してございました。9月の上旬まで含めて、予定してございます。

【藤井委員】 秋に10月、11月までの間にかけては、そこは調査をされないということでしょうか。

【事 業 者】 クツワムシの調査でございますので、そこの調査をやるような形になると思います。

【藤井委員】 わかりました。私も秋の鳴く虫について特別詳しいわけではないのですけれども、もしかすると8月から9月ではまだ動き始めてないような、鳴き始めてないような種もいるかもしれないので、それを色んな種を対象にできるように、ここは調査時期を一度考えておいて欲しいと思います。

【奥 会 長】 どうでしょう。これは、クツワムシだけを念頭に置いているわけです ね。方法書では、そもそもそれで良いのかどうかについて説明がありま すか。

【事業者】 クツワムシだけが、この秋の調査で出てこなかったので、鳴声調査をした方が良いという有識者の話をお伺いしながらやっています。方法書7-51ページにですね、昆虫類ということで博物館の先生が書いてあるのですが、2つ目のポチにですね、クツワムシの生息が考えられるので、この時期、夜間の調査を8月から9月下旬にやった方がいいということでご指摘を受けままして、こういう形で書いているということでございます。

【藤井委員】 クツワムシだけで、他の種を対象にした調査はしないということです ね。

【奥会長】 もうされたということですね。

【事業者】 もうしたということです。

【奥 会 長】 もうしているけれども、クツワムシだけが見つかっていないので、クツワムシに今回は絞って、本当に不足していないかどうか調査するということですね。

【事業者】 この時期に見つからなかったので、この時期をやってみたらどうかということで、やっているところでございます。

【藤井委員】 はい、わかりました。ありがとうございます。あとすいませんもう 1、2点あるのですけれども。この場所で鳥の寝ぐらの調査みたいなも のはされていますでしょうか。もしくは計画されていますでしょうか。

【事業者】 鳥類のことでいきますと、鳥類の調査は行っております。行ったうえで調査地点を設定しているという考え方でございます。

その中で寝ぐらがもし見つかれば、そういった調査も含めて、やっております。

【藤井委員】 寝ぐら自体は、多分、時間帯が他の調査とかぶらないので、寝ぐらがあるかどうかを調べようと思うと別調査をしなければ多分いけないのかなと思うのです。

1つ心配しているのは、もし例えばそこにムクドリみたいな、場合によっては人間にちょっと害を与えるような寝ぐらが形成されていた場合に、そこが工事によってなくなったら、それがどこに行くかっていうことをちょっと心配しています。もしそれが実際、駅の方に集まってしまった場合は、あそこを工事したことで、また人間に影響を与える結果になってしまうということもあるかもしれないので、寝ぐらがエリアにあるのかどうかというのを調べた方がいいのかなと思いました。

【事業者】 確認して、また次回お答えさせていただければと思います。

【奥会長】 お願いいたします。

【藤井委員】 あとすみません。

【奥会長】 どうぞ。

【藤井委員】 ルートセンサスのコースを設定されているのですけれど、これまでも、あのエリアが、草地が重要な位置づけにあるということでいろいろ 議論されていたと思うのです。あのルートセンサス、ラインセンサスの 設定で、草地の評価は十分にできるということで、こちらは考えていてよろしいでしょうか。

【事業者】 そうです。

【奥 会 長】 はい、ありがとうございました。それでは、他の委員の方、木下委員、お願いします。

【木下委員】 アセスの前提にかかわることでお伺いしておきたいことがあります。 スライドの6ページを開いていただけますでしょうか。

左側に地権者別の土地という土地所有形態と、右側に土地利用がありますけれども、民地ですね。民地がこのような形で入っていて、右側の土地利用ゾーンでは物流、観光・にぎわい、公園・防災、ずらっと色で塗りつぶしてありますが、これはまちづくり協議会の方々と横浜市さんがもうお話をなさって、ほぼこういうような土地利用で行ける、民地として、そこに換地をしたとしても、このような土地利用がなされるというふうに考えていいのでしょうか。それとも、もう少し話し合いがなされるというふうに考えたらいいのか。それをちょっと教えていただきたいと思います。

【事業者】 ここの土地利用ゾーンにつきましては、地権者の方と横浜市で話し合いましてですね、今現段階ではこういう形で取りまとめているところでございます。今後また、若干土地利用を具体化していく段階でですね、若干の変更は出る可能性がございますが、おおむね、この4つのゾーンでやっていくと言う形は決まっているところでございます。

【木下委員】 それであればよろしいと思いますが、いずれにしてもここは、なかな か事業実施過程で難しい問題が出てくる可能性がありますので、アセス が終わった後でもですね、フォローアップが十分になされるような形で 考えておかれた方がよかろうというふうに思います。以上です。

【奥 会 長】 はい。ありがとうございます。他の方はいかがですか。

【五嶋委員】 すいません。

【奥 会 長】 はい、五嶋委員ですね、はいお願いします。

【五嶋委員】 生態系の概要に関しての評価についてなんですけど。

方法書の3-91にありますけど、この領域に関しては、植林地・耕作地植生が非常に大半を占めていて、同じ方法書5-19に予測についての記述がありますけれども、ここで里山の位置とか範囲、それからホタルの生育地がどう変化するかっていう予測が記載されているかと思うのですね。

それで私の質問としては、ある程度定量的にこのホタルの場合には6か所が3か所ぐらいに、改変によって減少する予測がなされていますけれども、そうすると、そういう予測のもとに、それぞれの耕作地だとか植物か植生しているところの面積がどの程度になるとか、あるいはまたは詳細が決まっていなくても、現時点ではそれぞれのエリアが全体の中でどれぐらいの割合を占めていて、それがこの事業によって生体系に土地がどういう状況か、影響を受けるかによって、当然それが生態系にどの程度の影響を及ぼすかっていう予測が可能になってくるかと思うのです。私の質問としては、もう少し定性的な評価記述ができるのか、できないのか、あるいは、まだ内容が未定のため、なかなかこの程度の記述にとどまらざるを得ないのか、その辺のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

【奥 会 長】 五嶋委員、もう少し定量的なということですか。

【五嶋委員】 例えば、ホタルの植生に関しては、6か所が3か所に減少をするというのは記述があるということは、このエリアがおそらくホタルの生息が半分ぐらいになるだろうという予測を立てているわけですよね。

【事業者】 これは実はですね。配慮書時点の予測評価でございまして、現地調査を踏まえてない、いわゆる既存資料のデータから単純にこの部分が改変されるとして3か所減りますよとかですね、そういう予測をしているものです。実際に、今後準備書で予測評価をしていくのですけれども、その時は現地調査結果があるものですから、それを踏まえた上でもうちょっと定量的にきちんとしっかりと抑えていくということを考えております。

【五嶋委員】 今後、もう少し定量的な記述があがってくるということですか。

【事業者】 そうですね。これはあくまでも既存文献でわかる範囲で記述した内容でございますので、準備書の段階では現地調査を踏まえた解析をしていきたいと考えております。

【五嶋委員】 はい。了解しました。

【奥会長】 よろしいですか。

【五嶋委員】 はい。

【奥 会 長】 計画段階配慮書の記述をそのままここに載せてあるということなので、今後はもう少し実際の現地調査も行って、定量的な評価もしていくということですね。大丈夫ですか、それで、五島委員。

【五嶋委員】 はい。

【奥 会 長】 はい、じゃあ他の方はいかがでしょうか。宮澤委員ですね、はい、どうぞ。

【宮澤委員】 お願いします。土壌汚染の調査ということで、3-26ページ以降で色々 あると思うのですけれども、ここの土壌汚染状況について、3-26では土 壌汚染対策法とか条例の状況等を書いてありますけど、対象事業地内の

汚染状況については、ここにある3-26と3-27が現状というふうに理解すればよろしいのでしょうか。まずそこを教えてください。

【事業者】 現状はそういう形になります。

【宮澤委員】 そうしますと、この現状では、対象事業地内では汚染地域に指定されているところはないというふうに理解すれば良いですか。

【事業者】 指定されているとこはないですね。今のところ。

【宮澤委員】 米軍の基地の返還に関しては、地位協定で原状回復義務はないとされているかと思いますが、基地の中に入って既にそれを調査しているので、そこの部分の指定はないのだというふうに理解していいのですか。

【事業者】 基地の中の調査については、今の防衛省の方でですね、やっておりましてですね、先日ようやく結果が出たという形で、結果をもらっているところでございます。

数値自体は出てきてはいるのですけど、それがまだ正式に位置づけられていない、形質変更届ですとか要措置区域に位置づけられていないことから、現状でこういう状況という形になっております。国からようやくデータが来た段階なので、それを踏まえて今後どうやっていこうかということを検討しているところでございます。

【宮澤委員】 そうすると、基礎的な資料はないけれども、既存の情報では、ここはこういう状況で、ここの部分は空白じゃなくて、同じように評価の対象地域として入れたのだと、こういうことになるのですか。

【事業者】 もう一度すいません。

【宮澤委員】 要するに、この基地の部分は、実態はやっぱりわかってなかったのだけれども、あえて3-27では同じような色合いになっているということなんですか。

【事業者】 3-27の図面は、今の現地の土壌の図面です。土壌というのは例えば黒ボクですとか、そういう状態でございます。

【宮澤委員】 表の3.2-12が届出区域っていうことですね。

【事業者】 そうですね、はい。

【宮澤委員】 これで汚染の状況というタイトルで、この2つを載せていらっしゃる ので、あえて伺ったのです。

これから見ると汚染状況はこれだけです、のように見えるわけですよ。ところが、5-4、5-5ですと、こういう調査をしますということで、過去の記録からこの5つの地区にいろんな建物があったようですと言って、さらに、7-50で、この地点で調査をしますってこうなっているのですね。そういうことですよね。

【事業者】 もう少し詳しくご説明させていただきますと、方法書作成段階はこういう状況だったのです。この後、私ども、防衛省の方から7月にデータをいただきましたので、国有地の調査とか防衛省が調査をやりましたので、この調査を基にですね、次回どうやって出せるか、環境影響審査会の方にどういうデータが出せるかどうかを防衛省と調整させていただきまして、汚染につきましてはその結果をお示しできればと思っているところでございます。

【宮澤委員】 今これ方法書なのですけれど、準備書ないし評価書、どの辺でその目途、時期的な目途を考えていらっしゃるのですか。

【事業者】 方法書自体はこういう形になっているのですけど、次の審査会とかで

もし出せるのであれば、防衛省と調整させていただきまして、現状の状況ですとか調査の結果とかをお示しできればなと思っているところでございます。

【宮澤委員】 そうすると、そんなに時間的には長期ではないってことね。

【事業者】 今、ようやく7月に出て、我々もこの審査会がございますので、何と か提供できないかというとこで今調整しているところです。

【宮澤委員】 そうすると7-50の調査地点の選定も場合によっては変わってくるかも しれない。

【事業者】 実際はそうですね。結構、防衛省の調査は土壌汚染につきましてはかなり密にやっています。というのは、もうほとんど土壌汚染対策法に基づいてやっているので、30メートルメッシュの調査ですとか、10メートルメッシュの特定までやっているのですね。おおむね、もしかしたら今後、調査自体が要らなくなるかもしれません。

【宮澤委員】 なるほど。既存の資料でということですね。

【事業者】 はい。

【宮澤委員】 わかりました。それならよくわかりました。

【奥会長】 はい。よろしいですか。

【宮澤委員】 私の質問の趣旨は、この調査地点、これだけで足りるのですか、建物の跡地だけでいいのですかと、それ以外のとこもいるんじゃないですかって言うつもりだったのですが、今のお話でメッシュが非常に細かいということですので、それを期待したいと思います。

【奥 会 長】 はい。わかりました。方法書作成段階ではまだ防衛省の調査結果が出ていなかったので、方法書はこの7-50にあるような形にはなっているけれども、今もう既に防衛省から情報が提供されているので、それは準備書段階を待たずに出せる情報であれば、この方法書の審議の過程の中で出していただくと、そういうことで今、お答えいただいたという理解でよろしいですか。

【宮澤委員】 はい。そういうふうに思いますので。

【奥 会 長】 事業者の方に、ご説明を確認したいと思います。

【事業者】 1点だけ補足なのですけど、出せるのは、まず国有地は出せるっていう 状況ですね。民有地がどこまで出せるかは、個人情報の特定とかもござ いますので、そこはどうやって出せるかとかも含めてですね、防衛省と 調整させていただきたいと思っているところでございます。

【奥会長】 はい、わかりました。

【宮澤委員】 そうしましたら、獲得した資料についてはできるだけ詳しく、私達に 教えていただきたいというふうにご要望を出して終わります。

【奥 会 長】 はい。民有地の扱いについては、どうなるかわかりませんということですね。よろしくお願いします。他にいかがでしょうか。手を挙げている方はいらっしゃらないでしょうか。どうぞ、押田委員。お願いします。

【押田委員】 先ほど、すいません。環境保全の見地からの意見を有する者の意見の 概要と都市計画決定権者の見解というところで、生物多様性の生態系に 対する環境影響の代償の話が出ていたかと思うのです。ちょっと気になったのが、現状で、どこまで代償が出来るとか低減するとかという話は できないかと思うのですけど、さっきホタルの話もあったので、基本的

に、計画地近辺で代償できるところの候補地があるのかという話と、水 系3つ含むという結構特殊な環境下において、代償の実現性をどのよう にお考えかを事前に聞いておきたかったのです。補足があれば聞かして いただいてよろしいですか。

【事業者】 今回、4つのゾーン設定させていただいているのですけど、一番、ホタルの生息ですとか、水系、源流域があるところは一番南東側の公園・防災ソーンがございまして、そこにつきましては、それほど土地の改変がないということを考えられますし、水辺の環境というのを考えられるのかなということで、現実にはそちらの方で考えているところでございます。具体的には、具体的な土地利用計画を決めて、それと現状の状態を重ね合わせてどうなるかというのを、準備書段階で示していければなという形で考えているところでございます。

【押田委員】 次回以降何かしら、また提示されるというつもりでいいですよね。

【事業者】 準備書ですね。

【押田委員】 承知しました。水系辺りはいじられないということで大丈夫ですね。

【事業者】 現地調査させていただいて、本当に重ね合わせてちょっと考えさせていただきたいと思っていますが、源流域が南東側に集中していますので、そちらの方はですね、なるべくいじらない方向で考えられればと思っていたところでございます。

【押田委員】 できれは水系を跨いでの代償は避けていただきたいなっていうのだけ はちょっと気をつけていただきたくて。結構デリケートな水温の違いと か底質の違いもありますので、それだけは留意していただきたいと。これはコメントです。すいません。

【奥 会 長】 はい。ありがとうございます。現段階では、流域も河川についても、 どこをどの程度改変するのかしないのか、そこがわからないので、それ で十分な予測評価ができるのかという、そういう心配があるのだろうと 思うんですね。そこをできるだけ早く明確にしていただかないと、見極 めていただかないと、それこそ、定性的な評価だけに終わってしまいま す。できるだけ、やはり定量的な評価ができるように、具体化していっ ていただきたいというふうに私も思います。

【押田委員】 はい。特にオフセットするのであれば、やはり何かしら生態系指標を 出していただかないと、代償なのか低減なのか、場合によっては回避な のかっていう判断がつかないところもあるかと思うので、特に生態系指 標はどれを使いますというのを明示していただきたいなと思います。

【事業者】 わかりました。

【奥 会 長】 よろしくお願いします。他にいかがでしょうか。手を挙げていらっしゃる方はいらっしゃらないですか。それでは、一通りご意見伺いましたので、他にご意見ご質問がないようでしたら事業者の方へのご質問は以上にさせていただきます。

事業者の皆様、どうも本日はありがとうございました。ご退出をお願いします。

【事 業 者】 ありがとうございました。

才 審議

【奥 会 長】 それでは審議に入ります。ご意見など、追加でございましたらお願い いたします。よろしいですか、はい、菊本委員、どうぞ。

【菊本委員】

菊本です。宮澤委員が質問された内容とほぼ同じようなことを考えて、同じようなことを質問いただいたので発言しなかったのですけども、市長意見書のところでは、汚染が懸念される場所はきちんと調査しなさいねという指摘があって、それでそうしますっていう話になっています。けれど、今回出てきたのは、どこら辺が汚染されているかという情報がほとんど分からずに見切り発車のような感じで計画書が出てきていて、それで事業者が、防衛省がチェックしている結果があるのでそれが出てきたら示しますっていう話をされているというふうに理解しています。

それで他の質問についても、何か具体的な計画がやっぱりわからずに ゾーニングの話と、あと今回追加されたのは道路が南北と東西に3本出 てくるというようなお話ぐらいで、あんまり計画の具体性がよくわから なかったのですね。他の案件に比べて具体性が極端に薄い気がするので す。これは、どのレベルのものをここの話で受け付けて良いのかってい うのは、目安みたいなものがあるものなのでしょうか。それをちょっと 事務局にお伺いしたいなと思うのです。

場合によっては、もう少ししっかり具体性が出てきてから申請してくださいねっていう話もありうるのかなと僕は感じるのです。いかがでしょうか。

【事務局】

まず土壌汚染に関しては、多分、米軍の敷地だったということで治外 法権的に米軍が管理してということで、防衛省の方で調査をするという ことを聞いていました。今聞いたところでは、30メートルメッシュで区 切って、汚染があるところは10メートルに区切るということで、多分、 土壌汚染対策法に基づいてやるような形になっております。その調査デ

ータを多分、防衛省の方からいただいて、審査会に出せるように調整 を図っていくというような答えがあったかと思います。

もう一点は、私も聞いていて、なかなか事業の具体性がないという話がありましたが、確かに地権者や関係者が多い中で、なかなか計画の熟度が上がっていかないっていうところはあると思います。今後、準備書の手続きでは、計画の熟度が上がると思われますので、審議についてもカバーしていければと思っているところでございます。

【菊本委員】

わかりました。なんか今の段階だとほとんど何を言っても禅問答のように聞こえしまうと私は強く感じました。以前の事例でいうと小柴の貯油施設もやはり米軍施設で公園にするという話が出たと思うのですけど、あのときは、なんかやっぱり車両の何かこう経路とか、その辺りでも汚染がこのぐらいされているのだっていうような、そういう分布の図とかがしっかり出されていて、この辺りを綿密に調査してくださいねとかという話をしやすかったのですけども、あれはやっぱり小柴の貯油施設は、私が関わったときは段階が違ったからもう少し具体性があったということなのですかね。今回の案件は、特になんかよくわからない。

【奥会長】

土地区画整理事業だからっていうのも多分にあるだろうと思います。 土地区画整理事業だけで議論しても、結局、区画を造って、道路を造っ て、排水処理施設を造って整備しますよっていうだけの話なので。その 後に公園整備事業がその上に乗ってくるので、そこでおそらく、何をど の程度改変するのかとか、造るのかとか、そういったことが本当はそこ ではっきりするだろうと思います。今、結局全部一緒に議論しているの で、それで余計、わけがわからなくなっている。公園整備の方は、まだ 方法書手続きにはちょっと入れないということでストップしているの で、議論が深まらないということなのだろうと思いますね。

【事務局】 先ほどもお話がありましたけど、今後は花博とかテーマパークの具体性が出てきたときに、当然アセス案件になるっていうのが前提になりますが、アセスの審査会で審議していただくことになります。また、今回は区画整理事業ということで、会長がおっしゃったように、「道路ができます」「下水を造ります」とかの話だけになってしまっていますが、調査については、将来的な1,500万人というお客さんを見据えて交通計画的なところもしっかり今回選定してもらっているので、広めにやっているところもあるということをご理解いただければと思っております。

【菊本委員】 わかりました。前回の議論のときからの違いは、パワーポイントの頭上で道路の大雑把なラインが書かれたという、そこだけの違いだったと 僕は理解していますけれども、やっぱりもう少し具体性のある話を求めていきたいなと思います。以上です。

【奥 会 長】 そうですね。もう少し段階が進むにつれてそこが明確になってくることを期待するところですけれども、ありがとうございます。他はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、あともう1件も関連しているので、本件についての審議は以上にさせていただきます。本件に関する審議内容については、また後日、議事録案の方でご確認ください。それでは次の(仮称)都市高速鉄道上瀬谷ライン整備事業、環境影響評価方法書についての審議に入ります。

(2) (仮称)都市高速鉄道上瀬谷ライン整備事業 環境影響評価方法書について 方法書手続きについて事務局が説明した。

イ 質疑

【奥 会 長】 ありがとうございました。説明会は土地区画整理事業と一緒にやるということですか。

【事務局】 はい。合同で開催します。

【奥会長】 合同で、YouTube配信もやるということですね。

【事務局】 はい。

ウ 方法書について事業者が説明した。

工 質疑

【奥会長】 ありがとうございます。

【奥 会 長】 では、藤井委員お願いします。その後、岡部委員お願いします。

【藤井委員】 まず、スライド31のところで、どちらかと言うとお願いなのですけれども、今回、相沢川の河川区域の改変はないということで、車両基地がそこに被らないということだったのですけれども、工事に伴って、もしかすると土砂が流出して河川に流れる可能性もあると思いますので、図を見ると100mくらいあるので、そういうことが無いように留意していただければと思います。

もう1点、スライド39の生物の動物調査のところですけれども、1つは、スライド41だとエリア (調査地域) がピンク色のエリアですが、最後の説明だとかなり広い範囲が方法書の対象地域になって、そこも生物調査の対象になるような、聞き間違えだったら申し訳ないのですが、その範囲がどこになるのかというお伺いです。あと、実際の土地区画整理

事業の調査方法と全く同じだと思うのですけれども、これは2回やるということなのでしょうか。別々にやるということなのかお伺いしたい。

【奥会長】 はい、お願いします。

【事業者】 まず、1点目につきましては、今後施工の具体的な方法などを検討する中で配慮していきたいと思います。

2つ目は、41ページ目のスライドの関係で、調査地域というのはこちらで示している赤い(ピンク色)点線の範囲内です。それで、調査自体は土地区画整理事業と合わせて一緒に行っていく予定になっております。

【藤井委員】 あり 進行で

ありがとうございます。特に全く同じ調査を別々の事業で、2回同時 進行でやるというわけではないということですね。

【事業者】

はい。

【藤井委員】 はい、わかりました。ありがとうございます。

【奥会長】 よろしいでしょうか。それでは、岡部委員お願いします。

【岡部委員】 最初のところで、この事業の目的として、年間将来的に1,500万人が来 訪する、その交通需要を賄うためということで、御説明があったかと思 うのですけれども、配慮書の時にも質問させていただいたのですけれど も、将来的に年間1,500万人ということなのですが、この根拠ですね、

1,500万人の根拠についてちょっと教えていただきたいというのと、将来的と書いていらっしゃいますけれども、この将来というのは大体どのくらいのスパンでお考えになられているのかというのも教えていただけれ

ばと思います。2点です。

【奥会長】

いかがでしょうか。

【区画整理事業者】

1,500万人の根拠の方なのですが、観光・賑わいゾーンを、今ピンクで塗られているところの面積が125haあるのですが、他事例のテーマパーク、これぐらいの規模で行った場合に年間1,500万人が今来ています。規模と言うのは面積ですが、これだけの面積のテーマパークをやった場合、年間1,500万人が訪れることが想定されるということから、1,500万人という数を想定しております。

もう1点、将来的に1,500万人がいつかにつきましては、まだ具体的に決まっておりません。決まってないのですけれども、大体ディズニーランドとかが、最初900万人からスタートして、10年単位で伸びてきている経過を踏まえていきますと、10年、20年先の将来という形で考えていただければと思います。

【岡部委員】

そうしますと、20年後社会情勢がちょっとこの1、2年というか、この数年間で大分変わるかと思いますけれども、それも踏まえて20年、30年後には現在と同じような形で、最初少なくても1,500万人くらいまで伸びていくということなのですか。

【区画整理事業者】

そうです。将来的に伸びていくという想定をして、1,500万人という数字は将来伸びていくという想定のもとに出している数字でございます。

【奥 会 長】

よろしいですか。コロナが起こる前にもうこの数字は出ていて、今の コロナ状況下を勘案した数字ではないということだとは思いますが、当 初からの数字というのはそのままでということですよね。

【区画整理事業者】

そうです。

【奥 会 長】

補足はありますか。

【区画整理事業者】

ありません。そのとおりです。

【奥 会 長】

岡部委員もよろしいですか。

【岡部委員】

はい。

【奥 会 長】

ありがとうございます。それでは、次に木下委員、その後、宮澤委員 お願いします。

【木下委員】

前回に質問したことと似通っているのですけれども、この土地区画整理事業、それから公園整備事業、この軌道整備事業、一緒の場でやるので、できるだけ一緒に物事を考えて説明してくださいというお願いを審査会の総意で出してあったと思うのです。けれども、駅の位置が土地利用関係でいうとどこに来るのか、なぜそこに駅が選ばれたのか。それからもう少し根本に戻ると、AGTが選ばれたのはどうかと。ここまではちょっと決まった話なので言いませんが、そういう土地利用計画とこの路線計画との関係をもう少し明確にさせていただけないものかなと思います。

なぜこういうことを申し上げるかと言いますと、例えばアセスで言いましても、この地表部分のAGTが走る所、上の車両基地までを含めますと 1 kmくらいありますけれども、この間は、これは地表式だということですから横断は不可能ですよね。平面横断は不可能になってきますので、その時はどういうような考え方をとっておられるのかといった質問をしようにもなかなかしづらい。例えば、これはアセスの前提としてですけれども、(仮称)上瀬谷駅と瀬谷駅の間、普通のAGTであれば、この間に少なくとも1駅くらいは出来ますよねということが見えるかと思うのです。ここらの前提がどうもはっきりわからないものですから、アセスに絡めた質問がしづらいところです。今の路線と土地利用の関係、それから駅の配置の関係、横断の関係、この3つについて教えていただけませんでしょうか。

【事業者】

まず、駅位置の関係ですけれども、(仮称)上瀬谷駅は、先ほどの土地利用のゾーン図と重ねれば分かるのですが、そういう示し方をしてないので分かりにくいのかなと思いますが、ピンク色の観光・賑わいゾーンのちょうど真ん中辺りに駅を想定しています。今回の上瀬谷ラインに関しては、主な需要が観光・賑わいゾーンに来られるお客さまになるということで、観光・賑わいゾーンの中身は、具体的にはまだ決まってない部分はあるのですが、その(ゾーンの)真ん中辺りに配置するのが適当であろうということからこの辺りに配置しているということでございます。

2つ目ですけれども、瀬谷駅と上瀬谷駅との中間に駅をなぜ置かないのかというところでございます。先ほど、申し上げましたとおり、今回の路線の大きな需要としては観光・賑わいゾーン(への来訪者)になるということと、真ん中辺りの部分というのは、ちょうど真ん中辺りにもう1駅置こうとすると市街化調整区域になっていたり、(他の駅と比較して)需要がかなり少ないことが見込まれます。そういったところで駅の整備費や整備後の将来にわたる運営費だとか、そういうことも頭に入れた中で、今回はこの2駅としているところでございます。

最後、横断に関してなのですけれども、地表式の部分というのは実際には約600mになります。

【木下委員】 車両基地を入れると、ほぼ1kmくらいになりますよね。

【事業者】 車両基地を入れると、おっしゃるように、もう少し延びると思います。まず横断部分としましては、((仮称)上瀬谷)駅の所でデッキをかけるなど、そういったことで東西方向の動線が確保できるというところです。今、観光・賑わいゾーンの土地利用と反対側が農業振興ゾーンという土地利用になっている中で、どこまで(東西方向の)横断を確保するべきなのかということがあるかと思うのですが、その中で、(仮称)上瀬谷駅のところで横断を確保できるということで、コミュニティの連続性の確保という観点に関しましては、それほど大きな問題はないと思っています。

【木下委員】 今のようなことがわかるような図面を作ってお出しいただけないかという要望でございます。アセスの議論に入るために、ちょっともう少し土地利用とか、交通計画との関係がわかるようにしていただけたらと思います。

【事業者】 わかりました。細かい設計は、もちろん今後なのですが、考え方としてわかるような形でお示しするようにしたいと思います。

【奥会長】 はい、よろしくお願いします。

【奥 会 長】 それでは、宮澤委員どうぞ。

【宮澤委員】 木下委員にもう決まったことだからと言われてしまったのですが、前回の配慮書の時にもちょっとお願いをしたのですけれども、このAGTが選定されていますが、この選定経過というか、他の交通システムはいくらでもあると思うのでなぜこれになるのか。その時に出した、他のシステムとの比較についても説明しますとあるのですが、それで質問の1つがですね、この事業の必要性について方法書の2-3のところで、下の段落で説明があるのですが、必要性の説明はここだけでしょうか。AGTに対する説明は他にあるのでしょうか。

【事業者】 システムの選定に関しまして、説明はこの箇所だけでございます。

【宮澤委員】 そうしますとね、前回の会議の時の議事録を見ましても、バスだったらどうなのですか、黒部ダムのところみたいにバスだったらどうなのですかと伺い、その上で、事業者の方から数値的なものも含めて示すようにしますというふうにお答えいただいているのだけれども、今回やっぱりもし2-3の説明だけというと、単に書いてあるのは、線形条件及び建設費等を総合的に勘案して選定しました、それだけなのですね。なので、配慮書でもなかったので、どこかに入れないと困っちゃうなと思って、改めてここの部分をもう少し補充してもらえるのかと、それが私の意見です。

【奥 会 長】 はい、いかがですか事業者の方。

【事業者】 比較の結果については、もう少しわかるように次回お示ししたいと思います。この場で若干補足させていただきますと、システムの選定経過について、今映しております7枚目のスライドに来訪者の約4割から5割程度が新たな交通を利用するということを書いてございますが、こちらは鉄道の需要予測で一般的に用いられております四段階推計法に基づいて予測をしたものでございます。その(交通)需要を処理するのにどれが良いのか、まず需要に対する輸送力に関して整理した時に、やはりバスだとかなり高頻度な運行が必要になるだとか、そういった時になか

なか現実的な運行は困難だというような結果になります。あと、LRTなどについても難しいだろうと。そうなった時に(輸送力が適当なものとして、)残ったのが新交通システムとモノレールを比較したのですけれども、それに関しましては、経済性などを比較した中で、AGTの方が適当だろうという形で整理をしております。またそれについてはもう少しわかるように、次回お示しできればと思います。

【奥会長】 はい、よろしいですか。

【宮澤委員】 追加なのですけれど、その4割から5割の来訪者というのは1,500 (万人) を想定ですか。

【事業者】 1,500(万人)を想定です。

【宮澤委員】 先ほどのお話ですと2、30年後を想定して考えるのだと、こういうことですね。

【事業者】 最終的には1,500(万人)になるという意味で当初は、もう少し少ないところからスタートすることも想定されるのですけども、最終的に街が出来上がったときに必要な交通システムとして必要な輸送力はいくらなのかというところで選定をしているということでございます。

【宮澤委員】 はい、よくわかりました。今のところわかりやすく情報を追加してください。お願いします。

【奥 会 長】 ありがとうございます。確かに構造形式については、地表式なのか、地下式なのか、高架式なのかを詳細に比較検討した結果が方法書には載っていますけれども、そもそもなぜ、この新交通システムを選択したのか、他のシステムと比べての優位性を説明するところが、この方法書には掲載されていないです。特に経済性とか輸送力というのも、もちろんあるでしょうけれども、私どもの関心は環境面でやはりこのAGTが優れているのだというところもお示しいただければ、それなりの納得がいくところかもしれません。そういった環境面での観点というのもぜひ入れていただいて、今、宮澤委員からのリクエストもありましたような資料を御提示いただけるとありがたいと思います。御検討ください。

【事業者】 はい。

【奥会長】 お願いします。

他の方いかがですか。菊本委員ですね。押田委員も。菊本委員からど うぞ。

【菊本委員】 高架式と地下式の比較はずいぶん前回よりも進んだなと思います。それで、比較検討の結果で地下式選ばれたということで、最終的に出来上がってうまく作れれば地下式の方が良いのかなという感覚を持っています。

それに関することでお伺いしたいのですけども、スライドの例えば32枚目、配慮指針に掲げられている配慮事項で、地下水位、地盤沈下について十分な対策を行うことということに、(環境影響評価項目として)選定していますとあるのですけども、例えば(3)とか(4)は技術を導入するということも既に書いてあります。それで、ここの内容に掘削方法なり、地盤沈下を引き起こさないような、なるべくそういう工法選定するとか、そういうこともなるべく示していただきたいなと思います。例えば、土被りがまだよくわからないですけれど、掘削の方法は多分、坑口のところが開削になってその後シールドが都市NATMになると思うので

すが、できるだけシールド工法を採用するのだとか、地下水位の変化を起こさない、地盤沈下を起こさないような工法を選定して、その上で計測を行うというようなことを示していただければ良いなという感覚があります。それが一つ目です。

もう一つは調査方法についてのところで、井戸の地下水位の計測を行うというようなことが書いてあるのですけども、地面の地表の傾斜とか 沈下について常時観測してチェックするのだというような、そういう感 じの記述があまり見つからなかったのですけれど、それはどこかにある ものなのでしょうか。この2点を教えていただきたいと思います。

【事業者】 工事の工法に関しましては、方法書の2-15から16、17に書いてございます。今後検討していく中で、もちろん地盤沈下だとかそういったことを考慮しながら工法、具体的な施工計画を検討していくことになると思っております。

【菊本委員】 評価方法のところで、地下水位のことは書いてあるのですけれども、 地下水位を計測する目的、主な目的は結局、地盤の沈下が起きるか起き ないかというそのあたりになると思うのですね。なので、ダイレクトに 地表の沈下とか傾斜を測るということも重要だと思うのです。それが、 この中に入っていたでしょうか。

【事業者】 それ自体は今、直接そういう評価や調査をするということにはなって ございません。

【菊本委員】 なってないですね。

【事業者】 はい。

【菊本委員】 こういう掘削を行う時は、シールドトンネルでも沈下なり傾斜が起こって、それで地上の構造物が影響を受けて問題になるということがよく出てきますから、それはやっぱり必要な項目なのかなと思います。

【事業者】 ここには入ってございませんが、工事中にはモニタリングなどを行いながら、きちんとそこら辺は見ていきたいというふうに思っております。

【菊本委員】 それは当たり前だと思うのですけど、それはここに明示しておいた方が良いかなと思いますけれどもいかがですか。

【事 業 者】 ちょっと検討させていただければと思います。

【菊本委員】 わかりました。記述するか否かの違いなので、それを明示した方が僕は良いかなと思います。

もう一つは繰り返しになりますけど、瀬谷駅の近くの駅の位置、それが交通とか、掘削工事を行う時の周辺の地盤とか構造物への影響に大きく関わってくると思うので、それをできるだけ早くこういう感じの計画なのだというのは、御説明いただきたいと思います。私からは以上です。

【事業者】 わかりました。

【奥 会 長】 はい。よろしくお願いいたします。それでは押田委員お願いします。

【押田委員】 今のパワーポイントの70ページ、71ページの景観のところなのですけれど、先にお送りいただいていた方法書よりは分かりやすくなってはいるのですけれども、調査地点で遠景、近景というのがありまして、これは基本的に視点場の話ですよね。この場合の主対象をどう想定しているのかを教えてくださいということと、対象施設に一部地下が含まれてい

る場合、主対象をどう取り扱うのかというのが気になったので教えてい ただけますか。

【奥 会 長】 はい、お願いします。

【事 業 者】 対象となるのは地表式の部分のみということでございます。

【押田委員】 フォトモンタージュを使うとか、いろいろ書かれてはいるのですけれ ども、今回はここだけが対象ですよね。

【事業者】 緑の(丸印の調査地点)の2点です。

【押田委員】 近景はよくわかるのですけれども、遠景からの場合は直で視認できますか。どうしてこれを入れたのかなと一部、気になるところがありまして、補足していただけるとありがたいです。前回出てないのでその選定のところまで気づいてなくて。

【事業者】 調査地点の遠景の考え方ですが、こちらは文献調査で視点場としてあがってくるものを選定しております。今後、調査予測していくにあたって、この地点から見える、見えないということを判断しまして、見える所に関しては予測でこのフォトモンタージュを作っていくということを考えております。

【押田委員】 原則、視認できる、できないかのチェックだという認識で良いです ね。

【事業者】 はい。遠景については、それ(視認の可否)も含めてまず確認をした上で、見える場合にはフォトモンタージュとして加えていくということです。

【押田委員】 おそらく景観行政団体だから大丈夫だと思うのですけど、あと色彩と か素材なんかを今後加えていくのですよね、対象に。景観調査を行う時 に。これは質問です。

【事業者】 今後ですね、基本設計等を進めていく想定をしておりまして、その中で路線のデザイン等も含めて考えておりますので、そちらの進捗状況にもよるのですけれども、準備書段階までにお示しできる内容についてはお示していきたいと考えております。

【奥 会 長】 ありがとうございます。これでよろしいですか。

【押田委員】 はい。

【奥会長】 ありがとうございます。他いかがでしょうか。

それでは一通り御意見を頂戴したようですので、事業者の方どうもありがとうございました。御退席をお願いいたします。

才 審議

【奥会長】 よろしいでしょうか。それでは審議に入ります。

御意見が追加でございましたらお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

【奥 会 長】 岡部委員どうぞ。

【岡部委員】 意見というよりも質問です。先ほど質問させていただいたのは、宮澤 先生の御質問ともかなり関連しているのですけれども、ディズニーラン ドの予測からこの計画、人の動きが多いのでこの計画を立てているとい うことになっているのですけれども、この計画はもうこれで立てられて しまったので、これ以外の方向での考え方とかそういう議論はこのアセ スではちょっと難しいというように考えていた方がよろしいのでしょう か。環境への影響ということで、車であると排気ガスの問題とかもある からという、そういう視点での議論でしか進めることは難しいということになるのでしょうか。

【奥会長】 これはどうしましょうか。事務局からお答えいただけますか。

【事務局】 テーマパークという話が全体で出てきておりますけれども、まだ完全に決まったわけではないと聞いています。ただ、この場所につきましては、首都圏の中では非常に貴重な広大な面積がまとまって出てくるということで、将来的には1,500万人程度の人が出入りするようなまちをつくって、その一環としてテーマパークを核とした複合的な集客施設の立地

を想定しているような話と聞いていますので、やはりこの1,500万人という出入りするというのが一つのポイントになってくるかとかなと我々としては理解しております。

【岡部委員】 そうですね。前回の先ほどの宮澤先生のお話があったように、他の方法ではなくてこれ (AGT) を選定した理由が来週出てくるのかもしれないのですけれども、それも含めて、この事業でなくてはいけないというところを、そもそも、そこが事業でなくてはいけないのかというところに関しては、このアセスでは議論するところではないということになるわけですかね。今の制度では、そういうことになるのですかね。

【奥会長】 この制度は、この事業がなされた場合の環境影響を調査予測して、それを低減するなり回避するための保全措置を検討するという手続きですので、そもそも、この事業が不要でないかというような、そういった議論までできる、その役割までは担っていないという理解になろうかと思います。私はそういう理解です。お話いただいても良いとは思うのですけれども。

【奥 会 長】 はい。菊本委員どうぞ。

【菊本委員】 僕も前回、岡部委員と同じようなことを多分申し上げたと思うのですけれども、会長がおっしゃっているように、民間の団体が計画しているものだったら、それはやっぱり自分たちで成り立つかどうかを考えて事業をされているので、その事業自体が環境に影響するかということを判断すれば良いということにはなると思います。なので、前回も僕は少し気にしながら言いましたけども、この審査会の中で、その事業が必要かどうかというところはちょっと難しいのかなという感覚ではあります。

ただ、横浜市のやる事業ですし、この議事録は横浜市の方も自由に御覧になれる議事録として公開されていますので、市民の皆さんに分かりやすい形で必要性が説明された方がよいのじゃないですかというのは、事業者には伝えた方が良いのかなと思います。なので、やっぱりディズニーランドの話がいきなり出てきて、それと対抗するみたいな話になると、やっぱり大丈夫かなっていうような印象は市民の皆さん持つのではないかなと思うので、もう一度事業者の方にわかりやすく御説明いただいて、市民の皆さんにも情報公開してくださいねというようなお願いをいただければなと思います。以上です。

【奥 会 長】 はい。そうですね。 横浜市が市民の税金を投じて整備するわけですから、そういう意味で は市民にとってどういうメリットがあるのか、先ほどの木下委員の御指

摘の「上瀬谷と瀬谷の間に駅ができないのか」というのも、あそこに駅ができなくて、ただ来訪者だけの利便性だけを確保するという視点で果たして良いのか、周辺の地域住民にどういうメリットがあるのかというと、何もなさそうな計画でもあるので、そういったところも私も非常に気になるところであります。

そういう御説明、そういったこともぜひ事業者にも、この審議の場で 指摘が出たということはお伝えいただければと思います。

【奥会長】

今の議論について、他の方いかがですか。宮澤委員どうぞ。

【宮澤委員】

岡部委員が御指摘されているとこは全く同感ではあるのです。ただ、アセスの制度が(事業)の是非については問わないとなっていますので、そこまでの議論はできない。だけれども、配慮書とかですね、それから方法書の技術指針の説明を見ましても、複数案が考えられるようなケースについては、できるだけその選択、どうしてその1案に絞ったのかという背景なり根拠をきちっと書きましょうとあります。ですので、私は、後々市民が検証できる意味でも、そうしたものをきちっと記録として残しておく。そうすべきだと思うので、今回、配慮書の時に書いてくださるのが一番良いのですけどそれがなかったので、方法書でそこをちゃんと書いてくださいと、そうじゃないと後で検証できないじゃないですか、そういう意味で意見を申し上げました。以上です。

【奥会長】

はい。ありがとうございます。その通りですね。

【奥会長】

はい。それでは五嶋委員、その後、押田委員お願いします。

【五嶋委員】

先ほど木下委員の方から指摘がありましたけど、区画整理事業と上瀬谷ライン整備事業、一緒にどう連携しているのか、どう整理しているのか、関連しているのかということを統一的に説明して欲しいというふうに思っていたのです。当然、両者密接に関係しているものですが、説明としては独立した説明になっていたと、そういうものが出てきたというところに同様な懸念を感じるのですね。なので、どうしてこういう計画が必要なのかっていうところをもう少し詰めて、わかりやすく説明して欲しい。同じ考え感想を持ちます。以上です。

【奥会長】

はい。ありがとうございます。押田委員どうぞ。

【押田委員】

すみません、別目線からなのですけれども、先に土地区画整理事業の 審議があって、その次が上瀬谷ラインだったのですけれども、順番が逆 だったらコメントの仕方が変わったのかなと思ったのですが。

先ほどの景観の話をさせていただいて気になったのが、後半の上瀬谷ラインだけの景観評価の話ですよね。そうなってくると、結局土地区画整理事業が進んで今後都市開発が進んでいったら景観て変化しますよね。特に近景だったら構わないのですけれど、遠景からの評価の場合というのは、総合的に周辺整備のことも考えた上での景観評価が必要で、単体の景観評価に意味があるのかなと思ったところがあったのでコメントさせていただきました。連動する事業がある場合、景観調査は慎重にならないと、これでOKです、これが駄目ですというのが出るような気がしましたので、ちょっと今後気をつけていただきたいです。景観というのは全てひっくるめて景観になってしまうので、単体のだと意味がないと。特に遠景はそういうふうにしていただけたらと思います。コメントです。

【奥会長】 ありがとうございます。

今回はいずれも横浜市が手続きをやっていますので、そういう意味で連携して、両者の事業を勘案した形での景観の観点からの評価というのも可能なのかもしれませんね。どうでしょうか。事務局、その辺は調整ができればと思いますが。

【事務局】 まずですね、今回方法書作成に当たってはですね、審査会で議論になりそうな点はある程度予測して、事業者にこれまでも教示を続けてまいりました。ただ、今回審査会で改めて御意見をいただいたということで、今回いただいた御意見をですね、事務局から事業者に更に伝えるようにしてまいりますので。繰り返してということになりますけれども、先生から御指摘いただいたことをきちんと伝えていきたいと考えております。

【奥会長】 よろしくお願いいたします。

事業ごとのアセスという、そういう制度は制度なので、どうしても事業ごとに審議ということになりますが、どれも密接に関連していますし、全部横浜市が手続きをやっていることからしても、今回は2事業で公園事業は後から追いかけてくるのかもしれませんが、少なくとも一緒に審議できる、一緒に中身を把握して審議できるように工夫をお願いしたいと思います。

【奥 会 長】 他はいかがですか。よろしいでしょうか。非常に活発な御意見、建設的な御意見をいただきましてどうもありがとうございました。

他に御意見がないようでしたら、本日についての審議は以上とさせていただきます。なお、本日の審議内容につきましては会議録案で御確認くださるようにお願いいたします。

資 料 · 令和 2 年度 第 4 回 横浜市環境影響評価審査会 会議録 (案)

- ・ (仮称) 旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業に係る環境影響評価 方法書について(諮問)(写し)事務局資料
- ・(仮称) 旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業 環境影響評価方法 書に係る手続について 事務局資料
- ・法対象事業と条例対象事業の方法書手続き等について事務局資料
- ・(仮称) 旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業 環境影響方法書の 概要 事業者資料
- ・ (仮称) 都市高速鉄道上瀬谷ライン整備事業に係る環境影響評価方法 書について(諮問)(写し) 事務局資料
- ・ (仮称) 都市高速鉄道上瀬谷ライン整備事業 環境影響評価方法書に 係る手続について 事務局資料
- ・ (仮称) 都市高速鉄道上瀬谷ライン整備事業 環境影響方法書の概要 事業者資料